

「令和3年8月大雨災害義援金」募集要綱

1 趣旨

令和3年8月の大雨により、長野県内では人的な被害をはじめ家屋の浸水等の被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和3年8月大雨災害義援金」

3 受付期間

令和3年8月27日（金）から令和4年3月31日（木）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受入れ

（1）指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1262041	シャカイフクシホジン ナガノケンヨウホウキョウ 社会福祉法人長野県共同募金会
ゆうちょ銀行		00190-9-588413	ナガノケンヨウホウキョウイワサネ8ガツオオアマイガイケン 長野県共同募金会令和3年8月大雨 災害義援金

※1 八十二銀行本店・各支店の窓口からの振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行（郵便局を含む。）の窓口からの振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込やA T M、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

（2）現金書留による受入れ

（※料金免除の取扱いを申請中です。）

（3）本会窓口による受入れ

（場 所）長野県共同募金会事務局（長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階）

（受 付）月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間
（祝日を除く。）

5 義援金の配分

本会で受け入れた義援金は、その全額を長野県災害対策本部に拠出し、長野県が設置する「令和3年8月大雨災害義援金配分委員会」を通じて、被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い（手続中）

税制優遇措置の適用を受ける場合には、

① 指定口座を利用された場合

金融機関での振込金受領書等と「令和3年8月大雨災害義援金」募集要綱を確定申告書類に添付する必要がありますので、お手数ですが、募集要綱を本会ホームページからダウンロードしていただくか、本会までお問い合わせください。

② 領収書をご希望される場合

本会ホームページより「令和3年8月大雨災害義援金」領収書発行依頼書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、本会に送付してください。

なお、全国の都道府県共同募金会並びに市町村共同募金委員会（支会）を窓口として取りまとめる義援金に関しては、「領収書希望者名簿」に必要事項をご記入のうえ、本会に送付してください。

後日、所定の領収書を発行いたします。

長野県共同募金会ホームページ

<https://www.akaihane-nagano.or.jp>

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野県長野市西長野 143-8 長野県自治会館 2階

TEL 026 (234) 6813 FAX 026 (234) 3024

(<https://www.akaihane-nagano.or.jp>)

附則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。